

令和5年度 福祉のまちづくりの推進状況

大阪府

目次

第1章 「福祉のまちづくり条例」の概要について	P 1
1. 「福祉のまちづくり条例」の概要	
第2章 府有施設の整備・改善	P 2
1. 不特定多数の者が利用する府有施設（建築物）	
2. 多数の者が利用する府有施設（建築物）	
3. 不特定多数の者が利用する府有施設（道路・都市公園）	
第3章 市町村有施設の整備・改善	P 9
1. 市町村への要請等	
2. 市町村有施設（建築物）の整備状況	
第4章 民間施設の整備・改善	P 11
1. 新設の施設（基準適合義務・事前協議等）	
2. 既存の施設（適合状況調査・改善計画等）	
3. バリアフリー法による認定	
4. 整備・改善を促進させる施策等（その1：鉄道駅等）	
5. 整備・改善を促進させる施策等（その2：住宅等）	
6. バリアフリー情報の発信	
7. 車いす利用者用駐車区画の適正利用の取組	
第5章 関連行政計画	P 24
1. 住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）	
2. 第5次大阪府障がい者計画	
3. 大阪府高齢者計画2024	
第6章 福祉のまちづくり推進体制の整備	P 26
1. 大阪府福祉のまちづくり審議会	
2. 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議	
3. 市町村連絡会議等	
第7章 福祉のまちづくりの普及・啓発	P 28
1. ホームページでの情報提供	

第1章 「福祉のまちづくり条例」の概要について

1. 「福祉のまちづくり条例」の概要

【目的】

福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

【責務】

大阪府・・・施策を実施、市町村に助言・支援
事業者・・・施設が利用できるよう整備・維持・管理
府 民・・・理解と相互扶助の心を持って施策に協力

【施策】

都市施設（建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園）を対象に、施策を実施。
施策の基本方針 ・府民の気運の醸成 ・都市環境の整備
・社会参加への支援 ・自立して暮らせる地域社会づくり
啓発・学習の促進
推進体制の整備
財政上の措置

【バリアフリー法からの委任事項】

バリアフリー法第14条第3項（条例への委任事項）に基づいて、法を上回る対象施設・基準に関し、福祉のまちづくり条例第3章（第11条～第32条）を定めている。

これにより、一定の用途・規模の建築物を建築する際に、基準への適合義務を課し、建築確認申請等において審査、検査を行うことで、基準への遵守を求めている。

【ホテル又は旅館のバリアフリー情報の公表】

ホテル又は旅館の営業者に対して、バリアフリー情報の公表に係る計画書の届出及びインターネット等でのバリアフリー情報の公表を求めている。 [府独自制度]

【事前協議等】

一定の用途・規模の都市施設について、事前協議・工事完了届の手続きを求めている。 [府独自制度]

【改善計画等】

一定の用途・規模の都市施設について、改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。 [府独自制度]

第2章 府有施設の整備・改善

1. 不特定多数の者が利用する府有施設（建築物）

ア. 新設の主な施設（建築物）

該当なし

イ. 府有施設（建築物）の整備状況

不特定多数の方が利用される府有建築物について、現行条例に定める移動等円滑化基準への適合状況は次のとおりである。

表-1 主な府有建築物のバリアフリー整備状況 (R6年3月末)

調査対象施設棟数：303棟			
主な整備項目	適合率	整備基準適合対象棟数 (既存不適格を含む)	整備基準 適合棟数
出入口	85%	303	258
敷地内の通路	44%	239	106
廊下	58%	214	126
階段	55%	207	115
便所（全ての基準に適合）	26%	271	71
※車椅子使用者用便房設置	84%		228
※オストメイト対応便房設置	32%		88
ベビーチェア	26%	104	28
ベビーベッド	31%	104	33
授乳室	43%	65	28
標識	64%	283	183
案内設備	61%	283	174
エレベーターの構造（全ての基準に適合）	23%	180	43
※エレベーター設置棟数	56%		101
附属駐車場	70%	211	148

【参考】公立大学法人大阪 調査対象施設棟数：137棟				
主な整備項目	適合率		整備基準適合対象棟数 (既存不適格を含む)	整備基準 適合棟数
		前年度		
出入口	98%	98%	137	135
敷地内の通路	100%	100%	137	137
廊下	100%	100%	134	134
階段	26%	26%	104	28
便所（全ての基準に適合）	—	—	—	—
※車椅子使用者用便房設置	70%	70%	116	82
※オストメイト対応便房設置	32%	30%		38
ベビーチェア	適宜設置			
ベビーベッド	適宜設置			
授乳室	適宜設置			
標識	適宜設置			
案内設備	適宜設置			
エレベーター（全ての基準に適合）	69%	70%	99	69
附属駐車場	適宜設置			

主な府有建築物のバリアフリー整備状況(建築用途別)

(主な府有建築物の福祉のまちづくり条例への適合状況)

(R6年3月末)

主な整備項目	建 物 用 途										合 計 【()内は適合率】
	庁舎	府民センタービル	府税事務所	保健所	警察署	福祉施設	医療施設	図書館・博物館等	スポーツ施設	〔注①〕 その他の主な施設	
調査対象施設棟数	7	8	4	9	65	7	1	9	6	187	303棟
出入口	7	8	4	9	53	7	1	7	5	157	258棟 (85%)
整備基準への適合を要する棟数	(7)	(8)	(4)	(9)	(65)	(7)	(1)	(9)	(6)	(187)	[303棟]
敷地内の通路	5	3	2	9	14	4	0	2	3	64	106棟 (44%)
整備基準への適合を要する棟数	(6)	(7)	(4)	(9)	(51)	(5)	(0)	(5)	(5)	(147)	[239棟]
廊下	7	4	4	8	30	7	1	4	6	55	126棟 (58%)
整備基準への適合を要する棟数	(7)	(7)	(4)	(9)	(65)	(7)	(1)	(5)	(6)	(103)	[214棟]
階段	6	5	4	9	26	7	1	4	4	49	115棟 (55%)
整備基準への適合を要する棟数	(6)	(8)	(4)	(9)	(65)	(7)	(1)	(5)	(5)	(97)	[207棟]
便所(全基準適合)	3	1	0	6	9	4	0	2	0	46	71棟 (26%)
※車いす利用者用便所設置棟数	7	8	4	9	51	7	1	7	4	130	228棟 (84%)
※オストメイト対応設備設置棟数	5	7	4	8	9	4	0	2	2	47	88棟 (32%)
整備基準への適合を要する棟数	(7)	(8)	(4)	(9)	(64)	(7)	(1)	(7)	(6)	(158)	[271棟]
ベビーチェア	4	3	0	3	10	6	0	2	0	0	28棟 (26%)
整備基準への適合を要する棟数	(6)	(7)	(4)	(9)	(65)	(7)	(1)	(5)	(0)	(0)	[104棟]
ベビーベッド	4	3	1	4	11	6	0	4	0	0	33棟 (31%)
整備基準への適合を要する棟数	(6)	(7)	(4)	(9)	(65)	(7)	(1)	(5)	(0)	(0)	[104棟]
授乳室	3	1	0	0	8	1	0	2	1	12	28棟 (43%)
整備基準への適合を要する棟数	(5)	(6)	(1)	(0)	(15)	(2)	(0)	(3)	(3)	(30)	[65棟]
標識	7	4	4	8	35	6	0	4	5	110	183棟 (64%)
整備基準への適合を要する棟数	(7)	(8)	(4)	(9)	(65)	(7)	(1)	(7)	(6)	(169)	[283棟]
案内設備	4	6	2	8	47	5	0	5	5	92	174棟 (61%)
整備基準への適合を要する棟数	(7)	(8)	(4)	(9)	(65)	(7)	(1)	(7)	(6)	(169)	[283棟]
エレベーターの構造(全基準適合)	2	4	1	4	10	4	0	1	1	16	43棟 (23%)
※エレベーター設置棟数	5	8	4	6	24	7	1	4	3	39	101棟 (56%)
整備基準への適合を要する棟数	(7)	(8)	(4)	(9)	(65)	(7)	(1)	(4)	(5)	(70)	[180棟]
附属駐車場	4	8	3	8	34	6	0	5	3	77	148棟 (70%)
整備基準への適合を要する棟数	(4)	(8)	(4)	(9)	(64)	(7)	(0)	(5)	(4)	(106)	[211棟]
合計(延べ棟数(適合分))	56	50	25	76	287	70	3	42	33	678	1,313棟
全棟数(延べ棟数)	(75)	(90)	(45)	(99)	(714)	(77)	(9)	(67)	(52)	(1236)	2,464棟
建物用途別 適合率〔注②〕	(74%)	(55%)	(55%)	(76%)	(40%)	(90%)	(33%)	(62%)	(63%)	(54%)	(53%)

注①「その他の主な施設」には、職業訓練施設、土木施設、水道施設、公園施設などが含まれている。

注②主な施設の「主な整備項目」に対する、適合している項目数の割合を表す。

2. 多数の者が利用する府有施設（建築物）

ア. 府営住宅

高齢者をはじめ、障がい者、子育て世帯など、誰もが安心して暮らせるよう「大阪府営住宅ストック総合活用計画（令和3年12月改定、計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）」に基づき、府営住宅の建替えやバリアフリー化など居住性の向上のために必要な改善等を推進している。

建替えにおいて、住戸内がバリアフリー化されたあいあい住宅や車椅子常用者世帯向け住宅（MAIハウス）を供給するとともに、既存の住戸については計画的に住戸内バリアフリー化事業を進めている。

また、エレベーターを設置していない中層住宅については、築年数や階数、建替え等の着手時期を考慮してエレベーター設置を計画的に進めている。

【想定事業量（令和3年度から令和12年度）】

取組み・事業		想定事業量
再編整備	集約建替	約 5,000 戸
耐震化	耐震化等のための建替え(前計画からの継続事業)	約 1,800 戸
バリアフリー化	中層エレベーター設置	約 1,000 基
	住戸内バリアフリー化	約 5,000 戸

【事業進捗状況（バリアフリー化状況）令和5年度末時点】

	再編整備・耐震化(建替事業)		バリアフリー化	
		うち MAI ハウス	中層エレベーター設置	住戸内バリアフリー化
R3年度	604 戸	13 戸	112 基	800 戸
R4年度	0 戸	0 戸	93 基	326 戸
R5年度	229 戸	9 戸	70 基	440 戸

※着工ベースでの戸数

○あいあい住宅

高齢者や障がい者に配慮したすまいづくりを推進するため、高齢化により介助が必要になった場合や車いすを使用することになった場合でも、可能な限り住み慣れた住宅でできるだけ長く、安心して住み続けられるよう配慮した住宅

○OMA Iハウス

入居者の身体特性に応じて、流し台・洗面台の高さ、浴室の手すりの位置等を調節できる車いす常用者世帯向けの住宅

○住戸内バリアフリー化事業

バリアフリー化されていない既存の住戸を対象に、室内段差の解消、玄関・浴室・便所への手すり設置、スイッチの改善などを行う事業

○中層エレベーター設置事業

エレベーターを設置していない中層住宅を対象に、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、エレベーターの設置を行う事業

○団地内バリアフリー化事業

団地内の屋外通路の段差について、より安全に安心して通行できるよう、手すりの設置やスロープ、階段の整備を行う事業

イ. 府立高等学校・支援学校

平成4年度より福祉仕様エレベーターの設置を、平成6年度より福祉対応改善（スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等）を実施している。

（改善実施校数）

	府立高等学校		府立支援学校
	福祉仕様エレベーターの設置	スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等	スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等
R3年度	3校	2校	0校
R4年度	2校	1校	0校
R5年度	0校	0校	0校
累計 (R5年度末時点)	107校	149校	23校

※ 対象府立高等学校総数 149校 (令和5年度末時点)
 対象府立支援学校総数 46校 (令和5年度末時点)

3. 不特定多数の者が利用する府有施設（道路・都市公園）

ア. 道路

(A) 府が管理する道路の整備

「大阪府都市整備中期計画（案）」に基づき、交通事故を未然に防止し、誰もが安全で安心できる交通環境を確保するため、歩道の段差の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を実施した。

	歩道の段差改善 (段差 2cm を標準)	視覚障がい者誘導用 ブロック設置 (※)
府内総数	33,553 箇所	33,803 箇所
整備実績	26,948 箇所	11,157 箇所
整備率 (R5 年度末時点)	80.3%	33.0%

※ 歩道切下げ部、立体横断施設昇降口への設置

イ. 信号機

(A) 視覚障がい者用付加装置の整備

視覚障がい者に音で信号が青色に変わったタイミングを知らせる装置を整備した。

	整備基数
R3 年度	40 基 (新設 11 基・更新 29 基)
R4 年度	38 基 (新設 5 基・更新 33 基)
R5 年度	45 基 (新設 7 基・更新 38 基)
整備総数 (R5 年度末時点)	1,652 基

※基数は制御基数で計上。

(B) 高齢者等感応式信号機の整備

白色の押ボタン箱が設置されている信号機で、高齢者や障がい者等が安全に横断できるよう、ボタンを押すことで、青色の表示時間が延長されるシステムを整備した。

	整備基数
R3 年度	11 基 (新設 1 基・更新 10 基)
R4 年度	38 基 (新設 5 基・更新 33 基)
R5 年度	6 基 (新設 0 基・更新 6 基)
整備総数 (R5 年度末時点)	359 基

※基数は制御基数で計上。

(C) 歩車分離式信号の整備

歩行者と車両が交錯することにより交通事故の発生が懸念される交差点において、歩行者と車両の通行を時間的に分離する歩車分離式信号を整備した。

	新規整備数
R3 年度	4 交差点
R4 年度	0 交差点
R5 年度	1 交差点
整備総数 (R5 年度末時点)	1,011 交差点

※整備数は交差点数で計上。

ウ. 公園

高齢者や障がい者などを含む全ての人々の利用に配慮した府営公園とするため、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進した（バリアフリースイートイレ・和式便所の洋式化・出入口の改修・ヒーリングガーデナー・案内板・ベンチ等）。

	実績
R3 年度	20 箇所
R4 年度	8 箇所
R5 年度	8 箇所※

※住之江公園、住吉公園、浜寺公園、蜻蛉池公園にて洋式のトイレを設置

第3章 市町村有施設の整備・改善

1. 市町村への要請等

各市町村に対して、適合状況の把握と改善の推進及び市町村施設のバリアフリー情報の発信に関する要請を行った。

2. 市町村有施設（建築物）の整備状況（令和6年3月末時点 大阪市を除く）

不特定多数の方が利用される市町村有建築物について、現行条例に定める移動等円滑化基準への適合状況は次のとおりである。

表-2 主な市町村有建築物のバリアフリー整備状況

調査対象施設棟数：1,794 棟			
主な整備項目	適合率	整備基準適合対象棟数 (既存不適格を含む)	整備基準 適合棟数
出入口	87%	1,794	1,568
敷地内の通路	47%	1,298	613
廊下	52%	1,416	738
階段	60%	1,086	650
便所	14%	1,687	232
※車椅子利用者用便房設置	45%		760
※オストメイト対応便房設置	22%		372
ベビーチェア	51%	714	363
ベビーベッド	46%	714	330
授乳室	61%	209	128
標識	72%	1,488	1,076
案内設備	62%	1,430	893
エレベーターの構造	24%	869	211
※エレベーター設置棟数	81%		705
附属駐車場	69%	1,032	710

主な市町村有建築物のバリアフリー整備状況率(建築用途別)

(令和6年3月末)

主な整備項目	建築用途									合計
	官公庁舎	消防署	集会所・公民館	福祉施設	医療施設	図書館・博物館等	スポーツ施設	市民ホール等	その他の施設	【()内は適合率】
調査対象施設棟数	182	28	549	186	29	77	123	41	579	1794棟
出入口	166	25	428	178	27	65	112	38	529	1568棟 (87%)
整備基準への適合を要する棟数	182	28	549	186	29	77	123	41	579	1794棟
敷地内の通路	111	9	135	77	15	38	56	23	149	613棟 (47%)
整備基準への適合を要する棟数	157	21	429	158	23	61	103	31	315	1298棟
廊下	97	16	234	103	15	40	44	15	174	738棟 (52%)
整備基準への適合を要する棟数	168	28	511	178	28	70	105	34	294	1416棟
階段	95	12	210	98	17	37	58	22	101	650棟 (60%)
整備基準への適合を要する棟数	148	23	382	139	19	58	92	34	191	1086棟
便所(全基準適合)	25	6	61	29	8	12	17	9	65	232棟 (14%)
※車椅子使用者用便房設置棟数	84	14	201	106	18	37	56	29	215	760棟 (45%)
※オストメイト対応設備設置棟数	46	9	114	46	11	19	22	15	90	372棟 (22%)
整備基準への適合を要する棟数	171	26	534	183	29	71	115	38	520	1687棟
ベビーチェア	66	12	67	51	15	29	41	19	63	363棟 (51%)
整備基準への適合を要する棟数	131	21	125	95	22	50	91	34	145	714棟
ベビーベッド	56	8	62	36	16	35	38	22	57	330棟 (46%)
整備基準への適合を要する棟数	131	21	125	95	22	50	91	34	145	714棟
授乳室	38	2	10	14	9	6	13	17	19	128棟 (61%)
整備基準への適合を要する棟数	50	2	14	23	9	6	40	24	41	209棟
標識	124	21	290	118	23	55	80	28	337	1076棟 (72%)
整備基準への適合を要する棟数	169	26	456	161	29	69	105	37	436	1488棟
案内設備	128	15	209	118	24	49	83	27	240	893棟 (62%)
整備基準への適合を要する棟数	161	25	431	167	27	68	102	35	414	1430棟
エレベーターの構造(全基準適合)	26	8	59	35	8	13	19	8	35	211棟 (24%)
※エレベーター設置棟数	120	15	169	98	21	49	58	30	145	705棟 (81%)
整備基準への適合を要する棟数	140	23	231	115	22	55	78	34	171	869棟
附属駐車場	131	10	155	84	18	42	68	25	177	710棟 (69%)
整備基準への適合を要する棟数	158	16	269	132	23	58	92	32	252	1032棟
合計(延べ棟数(適合分))	1063	144	1920	941	195	421	629	253	1946	7512棟
全棟数(延べ棟数)	1766	260	4056	1632	282	693	1137	408	3503	13737棟
建築用途別 適合率(注①)	(60%)	(55%)	(47%)	(58%)	(69%)	(61%)	(55%)	(62%)	(56%)	(55%)

注① 主な施設の、「主な整備項目」に対する、適合している項目数の割合を表す。

第4章 民間施設の整備・改善

1. 新設の施設（基準適合義務・事前協議等）

ア. 基準適合義務

建築物の新築・改築・増築・用途変更を行う際は、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させる義務が課せられている（基準への適合義務：バリアフリー法第14条第1項、条例への委任：同条第3項）。

基準に関する審査は、計画時には建築基準法に基づく建築確認申請において行い、建築物の完成時には同法に基づく完了検査において行う。

【対象用途・規模】

用途区分	対象規模
学校	すべて
病院又は診療所	
集会場又は公会堂（※1）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 200 m ² 以上
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）（※3）	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500 m ² 以上
展示場	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000 m ² 以上
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
共同住宅	床面積の合計 2,000 m ² 以上又は住戸の数 20 戸以上（※2）
寄宿舎	
公共用歩廊	床面積の合計 2,000 m ² 以上

(※1) 集会場は、床面積が 200 m²以上の集会室があるものに限る。

(※2) 2000m² 未満かつ 20～49 戸においては、地上階にある出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。

イ. 事前協議・完了届

バリアフリー法第 14 条第 1 項による基準適合義務を課す対象建築物の他に、福祉のまちづくり条例においては、事業者が設置する都市施設のうち、下記の施設について、施設が設置される際に事前協議・工事完了届の手続きを課している。

【対象用途・規模】

用途区分	対象規模	協議先
集会場（床面積が 200 m ² 以上の集会室があるものを除く。）	すべて	市町村
火葬場		
コンビニエンスストア	床面積の合計 100 m ² 以上 200 m ² 未満	
事務所	床面積の合計 500 m ² 以上	
ダンスホール	床面積の合計 1,000 m ² 以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50 m ² 以上 200 m ² 未満	
工場（自動車修理工場を除く）	床面積の合計 3,000 m ² 以上	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の合計 300 m ² 以上	
消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街	すべて	大阪府
道路法第 2 条第 1 項に規定する道路		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為により設置される公園		
遊園地、動物園又は植物園		
港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地		
海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの		

2. 既存の施設（適合状況調査・改善計画等）

ア. 適合状況調査

条例を施行した際に存在していた特定施設を対象に、整備基準への適合状況を報告するよう依頼（平成7年度）し、計19,189施設より報告が行われた。

用途別にみると、下表のとおり、特定郵便局、事務所、鉄道駅舎、地下街、銀行・信用金庫等で報告率が高く、公衆浴場、工場、遊技場等で報告率が低い。

適合状況調査の依頼数と報告数

用途	施設数	依頼施設数 (A)	報告施設数(B)		報告率(%) (B/A)
			対象施設数	対象外施設数	
学校		1,007	944	42	97.9
博物館・美術館・図書館		45	33	10	95.6
病院・診療所		1,698	1,170	342	89.1
公会堂・集会場		509	207	119	64.1
児童老人福祉施設等		851	730	40	90.5
飲食店・物販店		7,855	1,657	3,311	63.3
体育館・スポーツ練習場		276	208	28	85.5
劇場・映画館・観覧場		144	68	39	74.3
展示場		-	6	-	-
遊技場		813	71	324	48.6
公衆浴場		127	26	19	35.4
宿泊施設		889	380	107	54.8
共同住宅		2,557	1,631	294	75.3
特定郵便局		993	961	32	100
電気・ガス・電気通信事業の営業所		160	111	34	90.6
銀行・信用金庫等		2,555	2,453	83	99.3
冠婚葬祭施設		107	32	41	68.2
事務所		915	594	321	100
工場		2,156	605	337	43.7
寄宿舍		1,290	239	942	91.6
鉄道駅舎		369	369	0	100
地下街		6	6	0	100
駐車場（一般公共用）		290	155	68	76.9
計		25,612	12,656	6,533	74.9
			19,189		

イ. 改善計画

適合状況調査により改善が必要として抽出した 12,656 施設に対し、改善計画の作成及び届出を依頼した結果、平成 11 年度までに 8,602 施設（9,677 棟）の改善計画の届出があった。

用途別にみると、下表のとおり、特定郵便局、鉄道駅舎、地下街、博物館・美術館・図書館で届出率が高く、工場、遊技場、劇場・映画館・観覧場などで届出率が低い。

改善計画の依頼数と届出数

用途	施設数	依頼施設数 (A)	届出状況		備考 改善計画 届出棟数	
			届出内容(B)			届出率(%) (B/A)
			改善計画届 出施設数	撤去、廃業 等施設数		
学校		944	631	27	69.7	1,567
博物館・美術館・図書館		33	28	3	93.9	32
病院・診療所		1,170	707	90	68.1	828
公会堂・集会場		207	106	14	58	107
児童老人福祉施設等		730	495	16	70	601
飲食店・物販店		1,657	922	126	63.2	952
体育館・スポーツ練習場		208	102	13	55.3	108
劇場・映画館・観覧場		68	28	1	42.6	26
展示場		6	3	0	50	3
遊技場		71	26	3	40.8	25
公衆浴場		26	9	4	50	12
宿泊施設		380	184	24	54.7	194
共同住宅		1,631	764	19	48	809
特定郵便局		961	958	3	100	944
電気・ガス・電気通信事業の営業所		111	89	12	91	90
銀行・信用金庫等		2,453	1,791	65	75.7	1,809
冠婚葬祭施設		32	24	2	81.3	27
事務所		594	446	10	76.8	470
工場		605	215	15	38	459
寄宿舍		239	153	17	71.1	161
鉄道駅舎		369	369	0	100	370
地下街		6	6	0	100	9
駐車場（一般公共用）		155	75	7	52.9	74
合計		12,656	8,131	471	68%	9,677
			8,602			

ウ. 定期報告

改善計画の届出のあった施設については、2年毎に改善工事の実施状況を報告するよう求めており、届出のあった9,677棟^(注)のうち、令和4年度、令和5年度の2カ年で、改善及び廃業等を行ったものを除く3,591棟に対して報告の依頼を行い、2,224棟の報告を受けた。

改善完了施設は、下表のとおり、特定郵便局、銀行・信用金庫、学校等を中心に、合計2,390棟になった。

注) 改善計画に基づく、定期報告提出および進捗把握については、棟数にて把握。

(1 施設の中に複数棟を有するものがあり、棟毎で改善が進捗し、定期報告されるため。)

定期報告の依頼数と報告数、完了数

令和5年度末現在 (棟)

用途	2カ年の報告状況 (R4・R5年度)				依頼総数と現在の完了状況			
	2カ年 依頼数 (A)	報告内容 (B)		報告 回収率 (%) (B/A)	依頼総数 (C) (H8～R5年度)		完了数 (R5年度報 告後時点) (E)	完了率 (%) (E/C-D)
		改善状況 報告	撤去、 廃業等		うち“撤去 廃業等” (D)			
学校	751	502	87	78.4	1,567	422	392	34.2
博物館・美術館・図書館	15	12	2	93.3	32	12	9	45.0
病院・診療所	264	176	27	76.9	828	424	147	36.4
公会堂・集会場	51	32	2	66.7	107	46	14	23.0
児童福祉施設等	271	169	10	66.1	601	125	223	46.8
飲食店	77	20	3	29.9	144	65	8	10.1
物販店	316	99	11	34.8	808	472	81	24.1
体育館・スポーツ練習場	40	21	4	62.5	108	58	12	24.0
劇場・映画館・観覧場	1	1	0	100.0	26	23	2	66.7
展示場	0	0	0	0.0	3	1	2	100.0
遊技場	5	1	0	20.0	25	15	5	50.0
公衆浴場	4	1	0	25.0	12	7	0	0.0
宿泊施設	77	38	1	50.6	194	106	17	19.3
共同住宅	561	243	4	44.0	809	89	157	21.8
特定郵便局	427	223	7	53.9	944	73	436	50.1
電気・ガス・電気通信事業の営業所	4	4	1	125.0	90	68	18	81.8
銀行・信用金庫等	385	271	26	77.1	1,809	804	648	64.5
冠婚葬祭施設	14	12	3	107.1	27	11	4	25.0
事務所	160	106	6	70.0	470	265	59	28.8
工場	187	97	9	56.7	459	192	82	30.7
寄宿舎	32	24	3	84.4	161	87	46	62.2
地下街	0	0	0	0.0	9	1	8	100.0
駐車場(一般公共用)	17	12	1	76.5	74	38	20	55.6
合計(カッコ内は昨年実績値)	3,659	2,064	207	62.1	9,307	3,404	2,390	40.0
		2,271				(3,267)	(2,340)	(39.0)

*鉄道駅舎に関しては、運輸局において整備状況を把握しているため、定期報告対象外

3. バリアフリー法による認定

バリアフリー法の利用円滑化誘導基準に適合する場合、申請により知事等が認定しており、これまで 255 件の認定を行った。

バリアフリー法（旧ハートビル法含む）認定件数 （件）

年度	民間施設	公共施設	合計
H 7～H 2 2	1 0 2	2 7	1 2 9
H 2 3	4	3	7
H 2 4	1 4	0	1 4
H 2 5	6	0	6
H 2 6	7	0	7
H 2 7	9	0	9
H 2 8	9	0	9
H 2 9	1 7	0	1 7
H 3 0	1 0	0	1 0
R 1	1 3	1	1 4
R 2	1 0	0	1 0
R 3	1 1	0	1 1
R 4	1 2	0	1 2
R 5	1 3	0	1 3
合計	2 3 7	3 1	2 6 8

4. 整備・改善を推進させる施策等（その 1：鉄道駅等）

【鉄道駅のバリアフリー化状況】

(A) バリアフリー法における目標

バリアフリー法基本方針では、令和 7 年度までに、1 日あたりの平均的な利用者数 3 0 0 0 人以上の全ての鉄道駅及び、1 日あたりの平均的な利用者数が 2 千人以上 3 千人未満であって、重点整備地区内の生活関連施設である鉄道駅について、移動等円滑化することを目標としている。

(B) 府内の鉄道駅舎の状況（R6. 3 末時点）

	駅数	
	うち	段差解消駅
利用者数 3,000 人/日以上駅（府内）※	433	426 (98.3%)
全駅（府内）	520	443 (85.1%)

※令和 4 年度データで 3 千人を上回っている駅数に新駅を追加した数字

ア. 鉄道駅舎へのエレベーター設置

(A) 鉄道駅舎へのエレベーター補助制度（大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助）

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が公共交通機関を利用しやすいよう設備の改善を図り、福祉のまちづくりの推進に資するため、鉄道事業者が行う駅舎へのエレベーターの整備に対し、平成13年度より補助を実施している。

	補助駅数	内訳
R3年度	1駅	JR 東貝塚駅
R4年度	1駅	大阪メトロ大正駅、JR 東貝塚駅（継続）
R5年度	2駅	JR 弁天町駅、南海高師浜駅
累計 (H13～R5年度)	76駅	

(B) 連立事業に伴う鉄道駅舎へのエレベーター等の設置

連続立体交差化事業は、大阪府が事業主体となり、地元市、鉄道事業者と協力して、鉄道の一定区間を連続して立体交差化し、一挙に踏切を除却する事業である。本事業による鉄道の高架化に伴い、駅舎も高架駅となるが、その際、「福祉のまちづくり条例」に適合したエレベーター等の整備を行っている。

事業完了駅（平成5年度以降）

- ・京阪本線・交野線 寝屋川市駅・枚方市駅
- ・阪急京都線 高槻市駅
- ・阪急宝塚線 曾根駅・岡町駅・豊中駅
- ・南海本線 松ノ浜駅・泉大津駅・岸和田駅・泉佐野駅・高石駅
- ・JRおおさか東線 長瀬駅

※ 事業実施中 9 駅

- ・近鉄奈良線 若江岩田駅・河内花園駅・東花園駅
- ・南海本線 羽衣駅

（近鉄奈良線及び南海本線においては、エレベーター等の設備は供用済）

- ・京阪本線 香里園駅・光善寺駅・枚方公園駅
- ・阪急京都線 摂津市駅

イ. 鉄道駅の可動式ホーム柵設置

(A) 鉄道駅の可動式ホーム柵補助制度（大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助）

高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図るとともに、鉄道利用者の安全を確保するため、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵整備事業に対し、平成23年度より補助を実施している。

	補助駅数	内訳
H23	1 駅	大阪市交 門真南駅
H24～26 年度	0 駅	—
H27 年度	2 駅	J R 西日本 京橋駅・高槻駅
H28 年度	6 駅	J R 西日本 大阪駅・高槻駅（継続） 阪急 十三駅 北急 千里中央駅・桃山台駅・緑地公園駅
H29 年度	1 駅	阪急 十三駅（継続）
H30 年度	5 駅	J R 西日本 大阪駅・京橋駅 南海 難波駅 近鉄 大阪阿部野橋駅 大阪モノレール 千里中央駅
R1 年度	8 駅	大阪メトロ御堂筋線 江坂駅・新大阪駅・梅田駅・ 淀屋橋駅・本町駅・なんば駅・ あびこ駅・西梅田駅
R2 年度	5 駅	京阪 京橋駅 大阪メトロ御堂筋線 江坂駅（継続）・新大阪駅（継続） 淀屋橋駅（継続）・本町駅（継続）
R3 年度	1 2 駅	京阪 京橋駅（継続） 阪神 大阪梅田駅 大阪モノレール 柴原阪大前駅・摂津駅・阪大病院前駅 大阪メトロ御堂筋線 梅田駅（継続）・淀屋橋駅（継続）・本町駅（継続） なんば駅（継続）・あびこ駅（継続） 四ツ橋線 西梅田駅（継続）
R4 年度	8 駅	阪神 大阪梅田駅（継続） 近鉄 鶴橋駅 大阪モノレール 沢良宜駅・豊川駅 大阪メトロ堺筋線 南森町駅・北浜駅・長堀橋駅・日本橋駅
R5 年度	3 駅	近鉄 鶴橋駅（継続） 南海 中百舌鳥駅 泉北 和泉中央駅
累計 (H23～R5 年度)	5 0 駅	

ウ. バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進

【目的・背景】

バリアフリー法では、重点的かつ一体的に地区のバリアフリー化を推進するため、地域住民や、高齢者、障がい者、事業者等の参画のもと、市町村によるバリアフリー基本構想作成の推進を掲げている。

地区におけるバリアフリー化の方針や具体的な事業内容等を定める基本構想を作成することにより、面的、一体的なバリアフリー化が計画的に進められることとなるため、大阪府としても、これまで積極的な作成を要請してきたところであるが、特に、作成した基本構想の進捗管理や、新法に基づく基本構想への見直し等、地区の実情に応じたフォローアップが重要であることを踏まえ、市町村に対して、基本構想の見直し等の働きかけを行っ

ている。

【近年の基本構想作成実績】

平成 30 年度 柏原市 「堅下駅・法善寺駅周辺地区」
令和 元年度 貝塚市 「JR 東貝塚駅周辺地区」
令和 4 年度 大東市 「JR 鴻池新田駅周辺地区」
高石市 「羽衣駅・高師浜線周辺地区」

【近年の新法への見直しの状況】

平成 26 年度 大東市 「住道駅周辺地区」「野崎駅周辺地区」「四条畷駅周辺地区」
平成 27 年度 茨木市 「南茨木駅周辺地区」
令和 3 年度 高槻市 「富田駅周辺地区」
四條畷市 「JR 忍ヶ丘駅・四條畷駅周辺地区」
岸和田市 「南海本線岸和田駅周辺地区」
「南海本線春木駅・JR 阪和線久米田駅周辺地区」
「JR 阪和線東岸和田駅周辺地区」
令和 5 年度 池田市 「池田駅周辺地区」「石橋駅周辺地区」

5. 整備・改善を推進させる施策等（その2：住宅等）

ア. 民間住宅の誘導

ア. 民間住宅の誘導

(A) 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（国・府補助事業）

高齢者単身・夫婦世帯等向けの居住の安定を図るため、住宅共用施設や住戸専有部分について段差解消や手すりの設置などバリアフリー化の誘導を行うとともに、防犯性の向上に配慮した基準を満たした良質な賃貸住宅の供給に努め、建設する者に対して補助を実施した。（平成 25 年度まで）

管理開始年度	管理戸数
H13～25 年度	2,363 戸

(B) サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度

「高齢者の居住安定確保に関する法律」に基づき、面積やバリアフリー構造等の一定の基準を満たし、安否確認や生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、登録情報を閲覧に供することにより、高齢者の居住の安定を図る。

【登録実績】R6.3 末時点 32,417 戸（うち政令・中核市：22,041 戸）

(C) サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助制度

大阪府内（政令市、中核市を除く。）において、低所得者向けのサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るとともに、住宅に入居する高齢者世帯に対して家賃の一部を事業者に補助することにより、高齢者の居住の安定確保に資することを目的とする。（平成 25 年度まで）

管理開始年度	管理戸数
H24～25 年度	524 戸

(D) 安心してリフォームできる環境整備

公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、住宅リフォームに取り組む事業者向けセミナーを実施し、バリアフリーリフォームによる住まいの性能向上に向けた講演や、「住宅リフォームガイドブック」の配布等の啓発を実施している。

イ. 介護保険の給付対象となる住宅改修事業

市町村が申請窓口となって、高齢者が住み慣れた地域で、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため小規模な住宅改修（手すりの取付け、段差の改消、滑りの防止等のための床材等の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、これらの付帯工事）に対して、支給限度額を20万円として、要した費用の7割～9割が、介護保険から支給されている。

各市町村においては、申請者宅の実態調査や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施工状況の確認等を行い、適正な事業の執行に努めている。

大阪府としては、各市町村に対し情報提供や助言等の支援を行ってきた。

年 度	支 給 件 数
R2 年度	35,319件
R3 年度	34,926件
R4 年度	35,300件

(出典) 介護保険事業報告 (直近：令和4年度)

ウ. 重度障がい者等住宅改造助成事業 (府単独補助事業)

重度障がい者等が住み慣れた地域で、自立し、安心して生活を送れるよう、日常生活の基盤となる住宅の改造を促進するため、住宅改造助成事業を実施する市町村(政令指定市、中核市を除く)に対し補助を実施した。

	補助件数	
R3 年度	20 市町村	73 戸
R4 年度	21 市町村	63 戸
R5 年度	24 市町村	75 戸
累計 (H11～R5 年度)	5,245 戸	

6. バリアフリー情報の発信

施設のハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、高齢者や障がい者、妊産婦等、利用者の立場に立ち、利用できる施設を「探しやすく、選びやすく」するためのソフト的な取組として、施設のバリアフリー情報の発信を進めている。

① 大阪府バリアフリー情報公表制度

高齢者や障がい者、外国人等の方が、障がい特性や利用目的等のニーズに応じて、ホテルや旅館への宿泊や利用の可否を判断し、施設を選択することができるよう、令和 2 年（2020 年）3 月の条例改正により、ホテル又は旅館の営業者に対して、ハード・ソフトのバリアフリー情報の公表を求める制度を創設した。条例に基づく届出のあった施設について、大阪府ホームページでバリアフリー情報として発信している。

② 府有施設・市町村有施設のバリアフリー情報の発信

高齢者や障がい者等が、施設のバリアフリー情報やアクセス方法を確認できるよう、大阪府ホームページにおいて府有施設及び市町村有施設のバリアフリー情報を発信している。

③ バリアフリースイスマップ

大阪府の庁舎、府税事務所、府民センタービルなど府民の方にご利用いただく施設や市町村の施設において、車椅子利用者用トイレをはじめとしたトイレのバリアフリー情報を網羅した「大阪府バリアフリースイスマップ」を公開した（令和 4 年 7 月）。

④ 大阪府と株式会社ぐるなびとの政策連携

府民サービスの向上及び地域の活性化を促進するため、株式会社ぐるなびと政策連携に関する協定を締結し、飲食店のバリアフリー情報の発信に取り組んでいる。

7. 車いす使用者用駐車区画の適正利用の取組

「車いす使用者用駐車区画」等の適正利用に向け、府有施設において、車いす使用者用駐車区画とは別に、高齢や妊娠中の方など配慮が必要な方のための「ゆずりあい駐車区画」の整備（いわゆる「ダブルスペース」）を行うとともに、ポスターやチラシによる啓発活動に取り組んできた。

また、平成 26 年より「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」を開始し、「ダブルスペース」のさらなる拡大と利用証の適切な交付に取り組むなど、高齢者や障がい者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できる環境づくりに努めている。

■大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

○協力施設数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	民間施設	府立施設	市町村立施設	国施設	合計
協力施設数	139	230	149	28	546

○「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」交付者数のべ（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	車いす	ゆずりあい	合計
平成 29 年度まで	2,180	5,659	7,839
平成 30 年度	557	2,026	2,583
令和元年度	637	2,221	2,858
令和 2 年度	663	2,380	3,043
令和 3 年度	784	2,757	3,541
令和 4 年度	995	3,231	4,226
令和 5 年度	947	3,028	3,975
合計	6,763	21,302	28,065

1. 住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）

【目的・概要】

社会情勢の変化などによる多様なニーズに対応し、「多様な人々がいきいきと暮らし、誰もが住みたい、訪れたいと感じる、居住魅力あふれる都市の実現」という基本目標の達成に向けた取組みの方向性を示す計画で、本計画に基づき、様々な主体が連携・協働を図り、施策を一体的かつ総合的に展開していくもの。

【計画期間】

令和3年度から令和12年度までの10年間

【福祉のまちづくりの位置付け】

基本目標の実現に向け、「都市の魅力を育む」という施策の方向性のもと、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」を重点取組と位置付け、建築物のバリアフリー化や福祉のまちづくりを推進することとしている。

【個別の方針・計画】

○大阪府居住安定確保計画

福祉施策等とも連携し、居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るための計画で、上位計画である「住まうビジョン・大阪」改定に併せて令和3年12月に改定（計画期間R3～12）。

○大阪府営住宅ストック総合活用計画

府民の貴重な資産である府営住宅を、将来のあるべき姿を見据えつつ、建替え、改善等の事業を適切に選択し、良質なストックの形成に資するとともに、募集や入居管理、資産活用等、総合的な活用を進めるため、今後10年間の活用方針を示す計画。

2. 第5次大阪府障がい者計画

【目的・概要】

長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画

【計画期間】

令和3年度から令和8年度までの6年間

【福祉のまちづくりの推進の位置付け】

障がい者がまちで快適に生活できるよう「福祉のまちづくり」を推進すること等を位置づけている。

3. 大阪府高齢者計画2024

【目的・概要】

地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる社会の構築と地域共生社会の実現をめざし、高齢者保健福祉施策を推進するための計画

【計画期間】

令和6年度から令和8年度までの3年間

【福祉のまちづくりの推進の位置付け】

高齢者をはじめすべての人が安心してまちに出かけることができるなど、高齢者等に配慮したまちづくりを進めるために「福祉のまちづくりの推進」などを位置づけている。

第6章 福祉のまちづくり推進体制の整備

1. 大阪府福祉のまちづくり審議会

【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議に関する事務を担当する。

【設置】

平成24年度

【委員】

学識経験者、福祉・医療関係団体、障がい者団体、事業者団体、行政関係等 計29名

【令和5年度の活動】

○第13回審議会 令和6年3月26日開催

- (1) 「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」の改訂及び周知について
- (2) 建築物のさらなるバリアフリー化に向けて
- (3) その他報告事項

○大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会

・第25回部会 令和6年3月7日 書面開催

2. 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議

【目的】

福祉のまちづくりに関連する施策や業務についての全庁的な連絡調整を行う。

【設置】

平成4年9月24日

【組織】

各部の総務課、および、政策企画部企画室、施設課（教育庁、府警本部）

※事務局：福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

都市整備部住宅建築局建築環境課

都市整備部住宅建築局公共建築室計画課

【令和5年度の活動】

令和5年6月 府有建築物の福祉のまちづくり条例適合状況調査を実施

3. 市町村連絡会議等

ア. 大阪府福祉のまちづくり市町村連絡会議

【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例の事務の一部を委任している府内市町村と連絡調整し、条例の適正かつ円滑な運用を図る。

【設置】

平成 6 年 4 月 1 日

【組織】

大阪府及び府内市町村の事前協議担当課及び関係課

【令和 5 年度の活動】

令和 5 年 6 月 市町村有施設 福祉のまちづくり条例適合状況調査を実施

イ. 大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議

【目的】

大阪府内の鉄道駅舎等の生活関連施設及びその周辺地区の移動等円滑化を推進するため、関係する行政、事業者による連絡、調整及び情報交換等意思疎通を図る。

【設置】

平成 14 年 9 月 18 日

(平成 18 年度までは「大阪府交通バリアフリー推進連絡会議」として実施)

【組織】

国、大阪府、府内市町村及び交通事業者のバリアフリー担当部署

【令和 5 年度の活動】

○連絡会議 令和 6 年 2 月 19 日 開催

■大阪府報告

- ・令和 5 年度 各種団体からの要望及び回答について
- ・障害者差別解消法の改正について
- ・バリアフリー基本構想のメリットについて

■国土交通省報告

- ・建築物におけるバリアフリー化に向けた取組みについて
- ・バリアフリー基本構想・移動等円滑化促進方針について

■【講演】大阪大学 名誉教授 新田 保次

「バリアフリーのまちづくり ～改正バリアフリー法を中心に～」

1. ホームページでの情報提供

法律及び条例にかかる制度の解説や各種手続きの案内に加え、設計例・配慮例を示した条例ガイドラインや、各種様式（申請書・チェックリスト等）を掲載するとともに、バリアフリー法や全国の鉄道駅のバリアフリー化状況を検索できるページ等へのリンクなど、実用的な情報提供を行っている。

（ホームページ項目）

「大阪府福祉のまちづくり条例」について

- ・都市施設の整備を計画されている方へ
- ・条例、様式、参考図書等のダウンロード
- ・パンフレット「みんなでやさしいまちづくり」
- ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン
- ・よくあるご質問

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

- ・バリアフリー法の概要
- ・バリアフリー基本構想作成状況一覧
- ・大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針
- ・バリアフリー法に関するホームページへ（国土交通省）

施設のバリアフリー情報

- ・大阪府バリアフリーストレマップ
- ・まちのバリアフリー情報
- ・ホテル・旅館等のバリアフリー情報の提供
- ・府有施設のバリアフリー情報
- ・市町村有施設のバリアフリー情報

福祉のまちづくり推進に向けた協定

- ・株式会社ぐるなびと協定を締結しました
- ・鉄道事業者と協定を締結しました

鉄道駅のバリアフリー化補助

- ・鉄道駅バリアフリー化設備整備補助制度の概要
- ・府内鉄軌道駅の段差解消駅の情報
- ・大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針

大阪府福祉のまちづくり審議会

- ・大阪府福祉のまちづくり審議会等の概要
- ・大阪府福祉のまちづくり審議会等の開催状況等

関連ページ

- ・「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」について
- ・障がい福祉等の総合案内へ
- ・色覚障がいのある人に配慮したガイドライン

アドレス：https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html